

国民年金任意加入制度

60歳以上65歳未満の任意加入制度を、 ご存じですか？

あなたも国民年金の受給額を増やせます

国民年金の任意加入の 対象者は？

国民年金の老齢基礎年金額は、満額79万2100円（平成22年度）ですが、これを受けるためには、20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

次の①～③のすべての条件を満たす人が任意加入の対象者となります。

- ① 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③ 20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額1万5100円（平成22年度）です。保険料の前払により割引される前納制度もあります。（保険料の納付方法は原則口座振替になります。）

任意加入手続きは どこで行えばいいの？

国民年金の任意加入は、本人がお住まいの市役所の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所で行うことができます。

【問い合わせ先】

- 松山西年金事務所
☎ 089・925・5105
市民課市民第一係
☎ 24 2111
(内線 111・112)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1113 (内線 23)
- 旭川支所市民福祉課
☎ 34 2331 (内線 222)
- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2113 (内線 123)



「愛媛県防災メール」を 使ってみよう

防災情報をいち早く
キャッチ

愛媛県では、地震・津波、気象注意報・警報などの防災情報や緊急のお知らせを、お手持ちの携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを、12月1日より開始しています。どなたでも登録できますので、ぜひご利用ください。

「愛媛県防災メールの紹介ホームページ」

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaimail.html>

「QRコード」(携帯電話でのバーコード読み取り)



「URLを直接入力するとき」

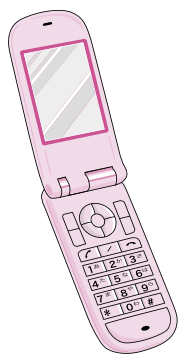
<http://www.taisakuhonbu.com/bosaimail/ehimepref/>

注意事項

- ・利用にあたり、「愛媛県防災メール利用者同意事項」を十分確認し、同意のうえ利用してください。
- ・無料で利用できますが、通信に要する費用（パケット料）は、利用する人の負担となります。

【問い合わせ先】

危機管理課
☎ 24 2111 (内線 353)



市県民税・国民健康保険税の申告

市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく！

【申告期間】 2月16日(水)～3月15日(火)

(土・日曜日は受け付けをお休みします。)

申告の必要な人

平成23年1月1日現在、大洲市にお住まいの、次の人が対象です。

- ◆平成22年中に、営業・農業・不動産・生命保険などの満期金・個人年金・配当金などの収入があった人
- ◆給与所得者で次に該当する人
 - パート、アルバイトの人
 - 平成22年中に退職した人で、年末調整をしていない人
 - 給与以外の所得があった人

※所得税の確定申告では、給与以外の所得が20万円を超えない場合は申告の必要はありませんが、市県民税の申告では給与所得と合わせて申告をする必要があります。

申告の必要がない人

- ◆税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ◆給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与・年金収入のある人は「源泉徴収票」
- ③収入や経費の算出に必要な「帳簿・明細書・領収書」など
- ④社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの領収書または控除証明書」
- ⑤生命保険料控除、地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- ⑥医療費控除を受ける人は「医療費の領収書」「高額療養費、保険金などで補てんされた金額のわかるもの」など
- ※③～⑥の領収書などは平成22年中に支払ったものに限ります。

役所に提出されている人

申告相談について

を会場に、次のページの日程で申告相談を実施しますので、ご来場ください。
※案内ハガキが送付されていない人でも、上記の「申告の必要な人」に該当する場合は、申告をしてください。

自主申告について

自主申告とは、申告書をご自分で書いて提出する方法です。申告期間中は会場が大変混み合いますので、窓口または郵送での提出がお勧めです。申告書を記入・押印の上、添付書類を同封して提出してください。
(記入された内容について不明な点がある場合は、お電話などで確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。)

申告相談について

申告が必要と思われる人には、案内ハガキを送付します。市役所や各支所など

【郵送で提出する場合】

支所総務課まで
〒795-8601
大洲市大洲690番地の1
税務課市民税係あて

★年金受給者の皆様へ
所得税の確定申告相談会開催のお知らせ

- 対象者
受給している年金の確定申告が必要な人
※営業・農業・不動産および譲渡所得などがある人は対象となりませんのでご注意ください。

【日時・場所】

- 2月3日(木) 長浜体育館
午前9時30分～11時30分、午後1時～3時
- 2月4日(金) 脇川公民館
午前9時30分～11時30分、午後1時～3時
- 2月7日(月)～2月9日(水) 総合福祉センター
午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

【問い合わせ先】

大洲税務署個人課税部門
☎24-3115
大洲市役所税務課市民税係
☎24-2111 (内線129～132)

お願い

自主申告をされる人で、申告書の送付を希望される場合はご連絡ください。
(市役所・支所・公民館・自治センターの窓口にも置いてあります。また、市役所ホームページから用紙をダウンロードすることもできます。)

※社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける場合は、証明書・領収書などの添付がなければ控除することができません。

○医療費控除を受ける人や、営業・農業・不動産などの収入があり収支計算が必要な人は、事前に合計額を計算の上お越しください。

○申告がないと、課税・所得証明書の発行や、国民健康保険税の軽減措置を適用することができない場合があります。

○税務署から確定申告の案内があった人、また所得税の還付を受ける人は、必ず税務署で申告してください。

市県民税の申告相談

平成23年度分市県民税申告相談日程表

庁舎内 申告相談日

| | |
|--|--|
| 【受付期間】 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時 (※土・日曜日を除く) | 【会場】 ◆市役所：5階会議室 ◆長浜支所：1階総務課内 ◆肱川支所：3階第2会議室 ◆河辺支所：3階第3・第4会議室 |
|--|--|

期間中は混み合いますので、お待たせする場合があります。

ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【地区別申告相談日】

| | 地区 | 期日 | 受付時間 | 会場 |
|------------------|--------|-----------------|-----------|--------|
| 本 庁 管 内 | 大洲・南久米 | 2月16日(水)～18日(金) | 午前9時～午後4時 | 市役所 |
| | 上須戒 | 3月3日(木) | 午前9時～午後3時 | 上須戒連絡所 |
| | 三善・八多喜 | 3月4日(金) | 午前9時～午後4時 | 八多喜連絡所 |
| | 柳沢 | 3月7日(月) | 午前9時～午後3時 | 柳沢連絡所 |
| | 新谷 | 3月8日(火) | 午前9時～午後4時 | 新谷連絡所 |
| | 大川 | 3月9日(水) | 午前9時～午後3時 | 大川連絡所 |
| | 菅田 | 3月10日(木) | 午前9時～午後4時 | 菅田連絡所 |
| | 平野 | 3月11日(金) | 午前9時～午後4時 | 平野連絡所 |

| | 地区 | 期日 | 受付時間 | 会場 |
|---|-----------|----------------|-----------|----------|
| 長 浜 支 所 管 内 | 櫛生・出海 | 2月24日(木) | 午前9時～午後4時 | 櫛生福祉センター |
| | 大和・豊茂 | 2月25日(金) | | 大和公民館 |
| | 白滝・柴・戒川 | 2月28日(月) | | 白滝公民館 |
| | 長浜・沖浦・喜多灘 | ★3月1日(火)～2日(水) | | 長浜体育館 |
| ※長浜体育館で申告相談を行う日は、長浜支所では申告相談ができませんのでご注意ください。 | | | | |

| | 地区 | 期日 | 受付時間 | 会場 |
|----------------------------|---|------------------|-----------|-------|
| 肱 川 支 所 管 内 | 全 域 | ★2月21日(月)～23日(水) | 午前9時～午後4時 | 肱川公民館 |
| | ※肱川公民館で申告相談を行う日は、肱川支所では申告相談ができませんのでご注意ください。 | | | |

| | 地区 | 期日 | 受付時間 | 会場 |
|---|----------------|-----------|-----------|------|
| 河 辺 支 所 管 内 | 横山・川崎・川上・河都・北平 | ★2月18日(金) | 午前9時～午後4時 | 河辺支所 |
| | 山鳥坂 | 2月21日(月) | | |
| | 植松 | 2月23日(水) | | |
| | 三嶋 | 2月24日(木) | | |
| ※山鳥坂・植松・三嶋地区の相談日に来られない場合は、2月18日(金)にお越しください。 ※2月17・22・28日、3月4・9・10・14日は申告相談ができませんのでご注意ください。 | | | | |

※各支所管内で★印の付いている日は、集中日として職員を増員しています。該当地区の指定日または★印の日に、できるだけお越しいただきますようお願いします。

【問い合わせ先】

| | |
|---------|----------------------|
| 税務課市民税係 | ☎24-2111 (内線129～132) |
| 長浜支所総務課 | ☎52-1111 (内線15～17) |
| 肱川支所総務課 | ☎34-2311 (内線111・212) |
| 河辺支所総務課 | ☎39-2111 (内線114) |

税務署からのお知らせ

所得税・消費税・贈与税の確定申告は、正しく、お早めに

平成22年分所得税の確定申告の税務署窓口での相談および受け付けは、2月16日(水)から、贈与税は2月1日(火)から始まります。申告期限は**いずれも3月15日(火)**ですが、期限間近になると税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。なお、個人事業者の**消費税(地方消費税を含む)**の確定申告は、**3月31日(木)**までです。また、税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、大洲税務署での相談および受け付けは行っていませんが、申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

申告書の提出はe-Tax・郵送などでお早めに

★青色申告で節税を

青色申告をする人には、所得の計算などで多くの特典があります。青色申告を利用されるには、青色申告を始めようとする年の3月15日までに、「青色申告承認申請書」を税務署長に提出して承認を受けることが必要です。

★インターネットで申告書を作成

国税庁ホームページで、所得税の確定申告書などを簡単に作成することができます。作成した申告書はe-Taxを利用してオンラインで提出することができます。ぜひ一度試してみてくださいか？

また、作成した申告書を郵送などで提出する場合は、A4の用紙に出力し、添付書類とともに税務署へ提出してください。

★はじめてみませんか？

振替納税！

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる**振替納税**がご利用になれます。**振替納税**は、納付のためにお金を

持ち歩くことなく、安全で便利です。

振替納税を利用される人は、税務署に用意してある「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署または金融機関に提出してください。(注) 国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

★e-Taxを

ご利用いただくメリット

○最高5千円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5千円の控除を受けることができます。(平成19年分から22年分の間でいずれか1回)

○国税庁ホームページから電子申告
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用

用して、e-Taxに送信できます。(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。)

○添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。)

○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

○24時間いつでも利用可能

1月17日(月)から所得税の確定申告期限の3月15日(火)までは、メンテナンス時間を除き、24時間e-Taxの利用が可能です。



タックスアンサー

税に関するインターネット上の税務相談室

よくある質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

<アドレス>

<http://www.nta.go.jp/taxanswer>